



『口座売買』の罰則が強化されます！

※令和8年7月10日から
適用されます。

これまでの罰則は

1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

強化されると

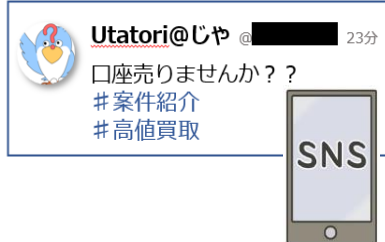
に引き上げられます



罰則の対象行為



口座売ると
稼げるのか…



① 買う・譲り受ける行為

② 売る・譲り渡す行為

③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

口座売買をすると、口座の開設や利用ができなくなる場合がありますので注意してください！